

令和5年12月定例教育委員会

○ 開催概要

開催日時	令和5年12月25日（金）13時00分～14時36分			
開催場所	県庁22階 教育委員室			
出席者 （委員等）	教育長	森 作	宜 民	
	委員	中 田	俊 之	
	委員	市 原	健 一	
	委員	中 庭	陽 子	
	委員	富 田	敬 子	
	委員	幡 谷	史 朗	
	※欠席：庄司委員			
（事務局職員）	総務企画部長	鷹 羽	伸 一	
	学校教育部長	柳 橋	常 喜	
	総務課長	内 桶	博 仁	
	教育企画室長	永 塚	広 志	
	財務課長	山 本	晃 裕	
	生涯学習課長	中 村	珠 美	
	文化課長	宮 崎	薫 昭	
	教育改革課長	阿 部	将 裕	
	義務教育課長	若 松	裕 一	
	高校教育課長	庄 司	一 裕	
	特別支援教育課長	戸 祭	勝 典	
	保健体育課長	清 水	秀 一	

○ 議 案

議 題	案 件 名	担 当 課	公開・ 非公開の別
1 報告			
1	令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の追加合格等について	教育改革課	公 開
2	「ラーケーション」の実施について	義務教育課 高校教育課	公 開
2 専決報告			
専決第8号	茨城県指定有形文化財、茨城県指定無形民俗文化財の指定の専決について	文 化 課	公 開
専決第9号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に対する同意の専決について	総 務 課	公 開
専決第10号	茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定の専決について	総 務 課	公 開
3 議案			
第29号議案	茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について	総 務 課	公 開
第30号議案	茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について	総 務 課	公 開
第31号議案	茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令について	総 務 課	公 開
第32号議案	茨城県教育委員会公告式規則の一部改正について	総 務 課	公 開
第33号議案	茨城県義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定の一部改正について	義務教育課	公 開
第34号議案	県立高等学校改革プラン実施プランⅡ期について	高校教育課	非公開
第35号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開

※非公開の議案等については、会議録は公開されません。

○ 会議録
 2 議 事
 (1) 公開審議

発 言 者	発 言 内 容
【報告1】	
令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の追加合格等について	
教育 改革 課 長	資料①に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
富 田 委 員	例年と比べて辞退なさった合格者の数が多いのでしょうか。辞退の理由は様々だとは思いますが、具体的にどのような理由を持って辞退なさっているのかわかるのであればお教えいただけますでしょうか。
教育 改革 課 長	<p>辞退者につきましては昨年度と変わりはないです。今回の小学校において欠員が多いということと、来年度の業務動向がかなり増えてくるだろうという予測がございまして追加合格者を出しました。</p> <p>あと、辞退の理由でございすけども、本県の採用試験につきましては、関東近県は一律同じ日程で実施しているのですが、本県につきましては前倒して実施させていただいております、他県との併願が、可能な日程としております。</p> <p>従いまして、他県よりは辞退率が多く出るのかなと見込んでおりました、それを勘案して合格者としております。</p>
中 庭 委 員	今のご説明で、思っていたよりも欠員が多いという見込みが出てきたということですがけれども、これはどのようなことに由来したものなのでしょうか。
教育 改革 課 長	昨年度に採用予定まで確保しきれなかったというところと、年度途中で退職されている方もいらっしゃったためです。
中 庭 委 員	学校現場で、途中でお辞めになる先生がいたりということで、実際今、欠員が出ている学校があるわけですね。
教育 改革 課 長	欠員の補充として講師の先生に入っていたのですが、その講師の確保もなかなか難しい状況にあります。
中 庭 委 員	学校で先生の欠員が出て、他の先生が変わって色々負担しているという現状もありますけれど、来年度はそういった課題について、この採用人数で解消できるということでしょうか。
教育 改革 課 長	特に小学校が一番深刻な状況でありまして、その部分を見込んで採用とさせていただきます。

発 言 者	発 言 内 容
【報告2】	
「ラーケーション」の実施について	
高 校 教 育 課 長	資料②に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
市 原 委 員	以前ご説明頂いた時の繰り返しになってしまいますが、これを愛知県と沖縄県の一部の自治体がやるということですが、その他の自治体とか全国的な機運というのはどんな感じですか。他にもやろうとし

	ているところが結構あるのですか。
高校教育課	全国知事会でオンラインの説明があつて、そこにはほとんどの都道府県が参加していました。具体的にやるという話は出ていないのですが、多くの都道府県から色々な質問が出ていたので、制度自体には興味があるとは思っています。
市原委員	いわゆる社会性を学ばせるという観点で、どうなのかなと思いますけれども、やっぱり心配というか、なぜこういうのをやろうということになったのか、私には十分理解できないのですよ。何でこういうものが必要なのかって。
高校教育課長	高等学校につきましては、高等学校の学習指導要領で総合的な探究時間というのを設定してございます。 こちらの目標につきましては、探求の見方、考え方を働かせ、横断的総合的な学習を行うことを通して自己のあり方生き方を考えながら、より課題を発見し解決できる資質能力を育成することというものがございます。 そうした資質能力を身につけるためには、生徒が地域に出掛けていたり、多くの方と出会ったり、というような体験活動を通して学べるのが有効であると考えまして、このようなものを考えてございます。
市原委員	なんとなく言っていることはわかるのだけでもね。行った後に、何のその報告もないということで、本当にいいのかなと思うのですよね。夏休みもあるし、冬休みもあるので、行きたかったら家族と一緒に自発的に自分達で博物館に行くとかいくらでも行けると思うのですよね。 まずは学校を休みにしてまで、一応届けは出すとはいうものの、それで行った後に何の報告もないと、結果や成果というのはどこでどのように見るのですかね。
高校教育課長	高校生につきましては、探究の時間等にこの体験したことを入れていただければいいのかなと思います。 また、小学生、中学生につきましては、他県の調査ですけども、やはり3割から4割の方が、どうしても土日にお仕事をしているというようなところもありますので、家族で過ごす時間を確保できるということもあると思います。
市原委員	一番のメリットは、職業的に土日になかなか休みが取れなくて、子どもたちと一緒にいろんな体験ができないような親御さんに配慮するということですか。
高校教育課長	そうですね。 小学校、中学校では、そちらの割合的に大きくなるかなと思います。 高校生は職場の様子を見たり、大学等の平常日で見たりできるということが可能になるというふうに考えています。
市原委員	色々あると思いますけども、やるなら学ぶことに対する、その考え方をしっかり見誤らないように私はしていただきたいなと思います。
中庭委員	小中学生と高校生の置かれている学びの場は異なると思うのですけれども、小中学生の場合は保護者の方が同伴ということで、原則行くということですよ。土日に仕事がある保護者の方が、例えば、平日の自分の休みの日に、子どもたちをどこかへ連れて行き体験させたい、こうい

	<p>う趣旨はわかるのです。高校生の場合は、自分達で行ってもよろしいということですよ。ですから、平日にどうしても行かなければならないようなことが起こるのかなと考えるのですよね。</p> <p>ここで小中学生と高校生を一緒に行うということに対して、何かこう心配されることは検討されたのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>中庭委員おっしゃるように、高校生と小中学生は変わってくるのかなと思います。</p> <p>高校生の方ですと、探究活動がかなり進んでいて、地元市町村などのコラボがかなり増えてきました。特に考えられるものとしては、商店街の活性化について探究活動を行っている時に、土日の商店街の様子を見ることができ、平日の商店街の様子を見比べるとか、そういう形で、高校生に使ってもらいたいと考えております。</p> <p>ただ、申請については、学校の中身を確認しますので、内容がおかしいものについては助言であったり、内容をよく考えるようにということではできると思いますので、良い方向に向くように我々も伝えていきたいと思っております。</p>
中庭委員	<p>ぜひ、内容があるものでやっていただきたいというのが私の願いなのです。体験活動はいろんなことがありますので、内容あるものを実施してもらって、それがそのあとの探究活動や学びに繋がるようなものをちゃんとやってもらいたい。そうなるように学校側も対応してもらいたいと思っております。</p> <p>ただ、学校差が出ないようにある程度統一して、ある学校では認められたけども、こっちの学校では認められなかったとか、そんなことにならないように統一したもので、生徒の申請を受けてもらいたいと思っております。</p>
高校教育課長	<p>引き続き、校長先生方にはしっかり説明をしていきたいと思っております。</p>
中庭委員	<p>もう一つだけ質問させていただきたいのですが、先行事例として愛知県のことが出ておりましたけれども、愛知県では保護者等の休暇に合わせた申請が前提となっているということですがけれども、これは小中学生が対象になっているのでしょうか。</p> <p>愛知県では年間どれぐらいの生徒さんがこれを使って、どういう活動を行っているのか、愛知県の資料がありましたら、教えていただけますか。</p>
高校教育課	<p>愛知県も9月から始めたところで、まだどれぐらい取得があるかというのは調査していないので、申し訳ないですが手持ちの資料はございません。</p>
高校教育課長	<p>9月スタートで、今年度につきましては年に2日までということになってございます。</p>
中庭委員	<p>本当に始まったばかりということですね。</p>
富田委員	<p>県の立場としては、できるだけラーケーションを推奨するというスタンスなのか、それともあくまでも学生が持っている権利の一つとして、こういうことも可能だというスタンスで紹介するのですか。</p> <p>これが導入されたあとにどれぐらいに広がっていくのか、私はあまりビジョンとして見えないのです。一部の人は素晴らしいと思って、積</p>

	<p>極的に取るかもしれないし、それを見ていて、探究的な意味ではなくても制度としてあるのだったら、ズル休みとは言いませんけれども、使ってみようという人もいるし、どのように波及していくか、私は想像できないのです。その点何かお考えがあれば教えてください。</p> <p>もう一点が、この制度が仮に広まった場合、学生さんが時々ポツン、ポツンと教室から消えてくわけですよ。今日はラーケーションで、親御さんとどっか行っていますと。</p> <p>その学校を休んだ分の補習というのをどのように指導していくのか。それと、この制度が広がってたくさんの方がラーケーションを取ると、各学級での指導の進行等に影響はないのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>最初のご質問ですけど、全員が取らなければならないというわけではございませんので、そういう制度があるので利用ができる方が利用してくださいというスタンスでございます。</p> <p>また、補習につきましては、通常の欠席であったり、忌引きであったりと同じような形になりますので、学校の授業を休む、学校に行かないでラーケーションを取ることについても、授業の大事さも含めて、子どもたちが伝えていきたいと思っております。</p>
富田委員	<p>つまり、その学生さんがラーケーションの休みを一週間取ったとして、抜けた授業に関しては、自分で補習しなさいということですか。どのように補っていくのでしょうか。学校の先生が補習の授業を行うのか、それとも、あくまでも自主的に自分で友達から教わって補いなさいということですか。</p>
義務教育課長	<p>基本的には、一律共通でこういう行事の日とか休めませんという期間が設定されますので、その上で日常的な日に、子どもたちが計画的に、見通しを持って休むものですから、学校の方ではその教材であるとか、指導内容というのはもちろん共有しますが、確かに小学生とか中学生でもやっぱり理解が遅れる子がいると思っておりますので、学校でも支援したいと思っております。</p> <p>どちらかっていうことではないのですが、やっぱりどちらも、結局子どもたちの自立的な学びであるとか、あるいはラーケーションの制度を使って、行動力といいますか実践力を身に付けさせたいというところもありますので、丁寧に見とりながら進めていきたいと思っております。</p>
富田委員	<p>そうしますと、申請がありましたら、担任の先生は、校長先生も含めて、目を配ってあげなくてはいけなくなり教員側の負担が増えてしまいますよね。しかも一斉にではなくバラバラですので、個々に応じた対応をしなければなりませんよね。</p>
義務教育課長	<p>ラーケーションとはまた別なのですが、通常の風邪などによる欠席に関しても、今までだったらノートの記録を渡すとか、配ったプリントを渡して補習してもらった形だったのですが、ある程度オンラインで授業を配信している学校もあるんですね。</p> <p>ですから、ラーケーションで学びながらも、全てとは言いませんが、オンラインでの配信によって補習を行うのも方策の一つかもしれませんね。</p>
富田委員	<p>私が一番気になるのは、ラーケーションを取った学生さんを複数抱え</p>

	た時に、先生方の負担が増えないか心配なのです。
義務教育課長	正直なところ年間1人5日が、どのぐらいの散らばるかとか、集中するかはわからないので、そこは実践しながら、運用、進め方を確認する必要があるかなと思っています。スタート段階できちんとしなければいけないのかもしれませんが。
教 育 長	<p>今の若松課長の話しと関連するかもしれないですが、高校と小中学校は発達段階に応じてというところがあると思いますけども、通常の欠席者であったり、あるいはそれ以外の欠席者も同じだと思うのですが、学級の児童、生徒に学習の遅れがあった場合などには、教員は何らかの補習を行ってあげたり、あるいは課題等によってその遅れがカバーできるような手立てというのは講じていますので、このラーケーションの場合もおそらく同様の対応ということになるのかなと思っています。</p> <p>今、オンライン配信の話しもありましたが、例えば、いばらきオンラインスタディのような、そういった動画を視聴して自分で学習を進めたり、あるいは別な手立てによって何らかのフォローを行い、今まで同様の対応と言ったら変かもしれませんが、特に小中学校においてはされるのかなと考えております。高校においては自立的な学習ということになるのですが、一つ一つ事例等を見極めながらってことにはなると考えています。</p>
富 田 委 員	<p>走り出してから何か問題が出て、なかなかストップできないと思うのですよ。</p> <p>だから、私としては個人的な意見ですけども、愛知県でも事例があるのであれば、もう少し他の事例がどういう展開になったのか様子を見た上で、やはりこれは効果的であるという結論が出るのであれば、始めてみたらよろしいのかなと思います。愛知県もまだ導入してから日が浅いということで、きちんとした検証に至ってないと思うのですよ。もう少し慎重でもよろしいのじゃないかなと個人的には思います。</p>
義務教育課長	特に自立的な学習の不安の残る小学生、中学生については、希望する市町村の意向を取りながらのスタートとなりますので、他県の事例を合せ集めたり、あるいはその希望するところと連携しながら、小中学校については段階的に進めていきたいと思っております。
市 原 委 員	<p>さっきの繰り返しになってしまいますけども、もうやることは決まったのですよね。</p> <p>今更言ってもしょうがないのですが、言わんとしていることはわかるのですよ。自ら課題を見つけて、自ら解決するような、そういう探求心を養うということは非常に重要なことだと思うのですね。</p> <p>でも、休みを取ってどっかに行くというのが、非常に安直な感じがして、すごく心配なのですよね。</p> <p>だから、富田委員から話しが言ったように、そんなに急いでやらなきゃいけないことなのかなと感じます。それから、やるにあたって、成果というか、その状況を十分きちんと把握して、これをやったからこういうところに非常に良い結果が出ましたとか、そういう成果、実績というものをしっかり捉えながら、場合によってはもう一回よく振り返って</p>

	<p>みるぐらの姿勢があってもいいんじゃないかと大変危惧をしています。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>当然愛知県の動きは、これからも連絡を取り合いながら、細かいものも含めて、我々4月に導入するにあたって、しっかり情報を入れたいと思いますし、修正点があれば当然その時点で修正をかけたいと思いますので、今後ともご報告を続けたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>中庭委員</p>	<p>いろいろ私も不安なことを考えるもので、尋ねするのですが、愛知県の前例があれば、これからどういう展開するのかなというある程度の見通しも立てることができるのですが、愛知県の方もまだ始まったばかりということですので、実質茨城県も愛知県も一緒にスタートしているような印象は受けるのですね。</p> <p>そういう中で、いろんな心配点がさっきもいろいろ出ましたけれど、その他に子ども達の家庭環境によっては、保護者の方が連れていけない。または、そういう環境にない子ども達がいるのと思うのですね。</p> <p>だから、また片や、保護者の方が熱心にいろんなところ連れてってもらえる子どもと、そういう機会がない子どもと、同じ教室の中で体験が分かれていくのも心配かなと思うのですね。子ども達の生活体験の中にこう、差ができてしまう。差があっても良いっていう考えもあるかもしれないのですが、行きたいのに連れてってもらえない子ども達もしいた場合に、この辺の手当はどうするのかなというのも感じたところです。</p> <p>それからもう一点、先ほども申しましたけども、やるからには内容あるものにしてもらいたいと、切に思います。その中で、やはり振り返りっていうのは大事じゃないかと思うのですね。ただ体験しました、楽しかった、よかったね、でもレポートは求めません、成果をまとめたものは求めませんで終わってそれでよろしいのか。探究活動に生かせばいいとか、別な学習活動に生かせばいいとお答えでしたけれども、本当にそれでいいのかというところで、二点不安を感じておりますので、ご回答いただければと思います。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>経済的な問題についてですが、この取得状況で経済格差が明らかになるというふうには我々は考えておりません。</p> <p>お金がかかる過ごし方ではない過ごし方もできるかなと思っておりますので、基本的には、生徒が個人で、体験活動等を行うための取得ということで考えておりますので、今申しあげましたようにどこかにお金を使って出かけられるなんていうことではないというふうに考えております。</p> <p>また先ほど申しあげましたけども、取らなければならないものではないので、そこまで明らかになることはないのかなというふうに考えてございます。</p> <p>振り返りのところでございますが、逆にその振り返りが負担になって休みが取れないっていうことになっても、これはまた難しくなるかなというふうに考えております。</p> <p>ただ、中庭委員ご懸念の通り、何がしか、先生がどうだったって一言</p>

	<p>聞くだけでも違うと思いますし、負担にならないように、ここの研究を進めながら、しっかり進めたいと思います。</p>
中庭委員	<p>不安に思いましたので、そういったことも検討の中に入れていただければと思います。</p>
幡谷委員	<p>もう一点だけ願います。 愛知県は年3日以内ですが、茨城県はなぜプラス2日し、5日以内にされたのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>様々なことにやっぱ使えるかなと5日にしますと、平日5日間と、前後の土日を入れれば9日間、親御さんと過ごす時間が長く取れるかなとということも考えています。先ほどの繰り返しになりますが、5日取らなければならないわけではありませんので、5日を上限として本県は導入をしたいと考えております。</p>
幡谷委員	<p>9日間の想定もされているのですね。</p>
富田委員	<p>先ほど中庭委員がご指摘、ご懸念されたところですが、小中学校においてはラーケーションの制度を利用するかの判断は、児童、生徒よりもどれだけ教育機会を提供したいかという親御さんの意識によるものが大きいです。</p> <p>確かに教育熱心な親御さんでしたら、探求型の学習機会を提供しようとするのかもしれませんが、仕事の都合、特に懸念しているのは片親の場合には、いくらそういう機会を設けてあげたいと思ってもなかなか仕事の都合で提供ができないことも考えられます。こういう制度を利用することができる家庭と、したくてもできない家庭に分割されると懸念を感じます。</p> <p>私自身の実家が自営業でしたので、親はほとんど休暇なしに働いておりました、そういう時代でしたし。だから運動会でさえ来てくれなかった。そういう親がいた場合に、いくらこんな制度があったとしても、多分両親揃って、サラリーマン的な定期的な休暇を取れる親が前提条件として始まっているのですが、家庭のあり方も非常に多様化しているので、それに照らし合わせた場合に不公平感がでなければいいなと懸念しています。</p>
義務教育課長	<p>やはりメリットであるとか、デメリットを考えるといろいろあります。これによってクラスの中で、行ってきて喜んでる子、それから行けなくて寂しい思いをする子がいるということは、担任の先生や友だち同士の中で良いことではないので、配慮していきたいと思います。</p> <p>あと、先ほどから出ている探究学習のところですが、私たちはその制度を用いて、子ども達の学校の学びも充実するような、あるいはその子どもと保護者の関係も良い関係を築けるようなメリットの方が大きいのではないかと、可能性の範囲でしかないかもしれませんが、強く持っています。</p>
中庭委員	<p>富田委員がおっしゃってくださったのですが、家庭環境の格差というか、どうしても親が連れて行きたくても連れていけない、仕事も休めない、そういう状況にあるご家庭もあるわけですね。</p> <p>ですから、そういったところに対して、やはり子ども達の中で、気持ちの差が生まれて、連れて行ってもらえていいなあとか、うちは連れて</p>

	行ってもらえないなあとか、そういうことが生まれていくと、やはりクラスの中で子ども達の交友関係に影響が出てくるような気がするのです。進めたいっていう気持ちはよくわかるのですがけれども、全員が参加できないだろうということが現実にありますので、特に義務教育段階のところで配慮いただきたいなと思います。
--	---

発 言 者	発 言 内 容
【専決第8号】 茨城県指定有形文化財、茨城県指定無形民俗文化財の指定の専決について	
文 化 課 長	資料③に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
(主な質疑・意見等なし)	
審 議 結 果	承 認

発 言 者	発 言 内 容
【専決第9号】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に対する同意の専決について	
【第29号議案】 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について	
総 務 課 長	資料④、⑤に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
市 原 委 員	学校の先生方の給与の基本給が上がったということですよ。残業手当なんかも含めて実質的には上がった人と、下がった人はどれくらいいるのですか。
総 務 課 長	今回の職員の給与条例改正につきましては、教員も含めて給与月額を引き上げるものになります。 なお、教員については、教育公務員特例法によりまして、教職調整額というものが給与月額の4%支給されており、時間外勤務に対する残業手当という概念がそもそもないような状態になっております。 今回の給与改定で、特に低年齢層、若い方の給与に対して厚みを加えた給与改定をさせていただいておりますが、基本的には全職員の給与が増額するような形になっております。
審 議 結 果	承 認 及 び 可 決

発 言 者	発 言 内 容
<p>【専決第 10 号】 茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定の専決についてについて</p> <p>【第 30 号議案】 茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について</p> <p>【第 31 号議案】 茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令について</p>	
総 務 課 長	資料⑥、⑦、⑧に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
中 庭 委 員	<p>私学振興に関する事務が移管されるというご説明がありましたが、県民から見れば、教育というのは公立も私学も教育委員会が所管しているのかなという見方があると思います。実際にこれまでは私学は私学振興室が所管していましたが、あまり県民にとっては見えてこないところでしたので、教育委員会でいろんな対応を県民が望むっていうのもわかります。</p> <p>ただ、その中で懸念しますのは、私学は私学なりの独自性、独立性がありますので、公立の学校の運営というものを重ね合わせることができるのか。重ね合わせなくてもいいのかもしれないけれども、例えば、いじめ対応にしてみれば、公立学校と同じように私立学校に対しても色々な通知を出したり、指導したり、または研修をしたり、そのようなこともこれからは求められてくるのかなということを考えた場合、実際そのようなことまでできるのかということをお尋ねしたいです。</p> <p>これからいじめ対応を教育委員会の方で行うということになれば、電話等入ってくると思うのですね。その対応として、本当に今のこの人員で対応できるのか。非常に幅広く業務がどんどん増えてくるような印象を受けますので、そのあたりお聞きできればと思います。</p>
総 務 課 長	<p>ご懸念いただいた点でございますが、私立学校につきましては、やはり設立の段階から、設置者が私財を投げ出して設立されているという経緯がございます、当然、私立学校が目指すべき建学の精神というのは各々の学校によって違うのだということは理解しております。</p> <p>よって、県立ではございませんので、全てのことに関しての指導というものが行き渡るといところは、なかなか難しいのかなと実際に思っています。</p> <p>ただ、これまで私立学校に対して、例えば、いじめの関係で言いますと、私どもが出している各種文書などにつきましては、参考ということで送っていたものもあれば、全く送っていないものもございますので、これからは参考として送ることが可能になってくると思いますし、また、いじめ対応につきましては、原則は設置者である学校法人さんが対応する、また、各々学校が対応するということになりましたが、公立の場合ですと教育委員会が対応することになります。</p> <p>その整理は全然違うというのは明らかなのですが、私たちとしては、公立の場合ですとこういうやり方をしていますよというような助言が的確にできるのかなということで、かなりプラスアルファが出てくるのかなと思っています。</p>

	<p>あと、人員体制のことにつきましては、ご懸念のとおりでございますので、きちんと対応できるような体制については検討していきたいと思っております。</p>
幡 谷 委 員	<p>大変基本的なことをお聞きいたしますが、いじめという定義はもう確立されてらっしゃるのでしょうか。それはどのような条文、規則で決まっているのでしょうか。</p> <p>また、いじめの調査や認定はどこが行うのですか。</p>
義 務 教 育 課 長	<p>いじめ防止対策推進法という法整備がされましたので、その法の下では私立、公立、国立問わず、同じ定義で進められると思います。</p> <p>学校に在籍する中で、ある一定程度の人間関係がある児童、生徒間の中で、例えば、心身の苦痛を訴えたりとか、あるいは登校ができなくなってしまう事態に陥っているとか、そういった状況を被害側から申し出があった場合に、まずは学校が調査なり、いじめの認定を行います。</p>
総 務 課 長	<p>幡谷委員がご懸念のいじめの定義については法律で決まっていますので、私学でも公立の同じなのですが、認定するのは学校なのです。例えば、これまで私立学校さんで、このケースっていじめに該当するのかな、該当しないのかな、重大事態なのか重大事態じゃないのかと疑問を持った時の相談は、これまでは基本的には私学の場合は私学振興室に行っていました。</p> <p>今度からは私ども教育委員会に行くことが可能になります。義務教育課とか高校教育課には、学校での生徒指導の経験があるとか、いじめ対策についての経験がある教員がおります。あとは、教頭の経験ですとか、校長の経験がある教員もおります。学校教育に関してのプロがおりますので、私学からのご相談があった時には、公立の場合はこういう考え方でやっていますよ、こんな形で対応していますよという助言が少しでも増えてくるのかなということでプラスだなと思っております。</p>
幡 谷 委 員	<p>私学の場合、どうしても経営というものがございますので、どこまでどのように踏み込んで対応していくのか、なかなか悩ましいところもありますし、非常に業務が今まで以上に複雑化し、多岐に渡って、難しい判断を迫られるかもしれませんので、よろしく願いいたします。</p>
審 議 結 果	承 認 及 び 可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 32 号議案】	
茨城県教育委員会公告式規則の一部改正について	
総 務 課 長	資料⑨に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
(主な質疑・意見等なし)	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 33 号議案】 茨城県義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定の一部改正について	
義務教育課長	資料⑩に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
中 庭 委 員	参考までに常陸大宮市の掲げる教育方針というのを教えていただきたいです。その教育方針に沿って独自に教科書を採択したいということですよ。
義務教育課長	地域の自然環境とか伝統文化とかもそこに根差した教育をしたいということで、「郷育」という常陸大宮市の教育を推進したいというお考えです。
幡 谷 委 員	シンプルに今まで第 11 採択地区までであったのの一つ加えて、第 12 番目を申請するというところでよろしいですか。
義務教育課長	第 2 採択地区は 5 市町村だったものが 4 市町村になって、抜けられました常陸大宮市を第 12 採択地区に位置付けたということでございます。
幡 谷 委 員	参考までに、今までは 5 市町村でしたが、常陸大宮市だけが外に出るわけですが、出るにあたって 5 つの市町村で協議は行われるのでしょうか。
義務教育課長	協議を行った上で、5 市町村の同意のもと抜けられました。実際に本議案が議決されて常陸大宮市が抜けた後は、今度は残った 4 市町村で協議をして、新たな体制を整えるという流れになります。
幡 谷 委 員	自分の市町村で独自に教科書採択をやりたいという他の市町村はいらっしゃるのでしょうか。
義務教育課長	今のところ他の市町村からそのような意向は寄せられておりません。
幡 谷 委 員	特別な思いがあったのですね。
審 議 結 果	可 決

(2) 非公開審議

発 言 者	発 言 内 容
【第 34 号議案】 県立高等学校改革プラン実施プランⅡ期について	
高校教育課長	資料（非公開）に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 35 号議案】 教職員の人事について	
教育改革課長	資料（非公開）に基づき説明

(主な質疑・意見等)
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)
審議結果 可決

3 閉会

教育長が閉会を宣言した。